

# 市長記者会見

◆と き：令和 2 年 11 月 25 日（水）

午前 10 時～

◆ところ：可児市役所 4 階第 1 会議室

1. 令和 2 年第 7 回可児市議会定例会 会期日程・提出議案説明書 . . . . . P 1
2. 令和 2 年度 12 月補正予算の概要について . . . . . P 8

可児市市長公室秘書広報課

0574-62-1111 内線 3324

12 月開催予定日時  
12 月 17 日（木）午前 10 時～

## 令和2年(2020年) 第7回可児市議会定例会(12月) 会期日程

会期 26日

月 日	曜日	開始時間		備 考
24日	火	9:00	議会運営委員会	
		議運終了後	議会全員協議会	
		全協終了後	広聴部会	
25日	水		<b>議案配布(8:30)</b>	
26日	木			次第書打合せ(13:00)
27日	金	9:00	本会議(開会・提案)	
		本会議終了後	広報部会	
28日	土	休会		
29日	日	〃		
30日	月	〃		
12月1日	火	〃	<b>質疑締切(正午)</b>	
2日	水	〃		次第書打合せ(13:00)
3日	木	9:00	本会議(一般質問)	※全ての一般質問終了後、議案質疑及び議案付託を行います。
4日	金	9:00	本会議(一般質問)	
		本会議終了後	広聴部会	
5日	土	休会		
6日	日	〃		
7日	月	9:00	本会議(一般質問予備日)	
8日	火	9:00	予算決算委員会	
9日	水	休会		
10日	木	9:00	総務企画委員会	
11日	金	9:00	建設市民委員会	
12日	土	休会		
13日	日	〃		
14日	月	9:00	教育福祉委員会	
15日	火	休会		
16日	水	〃		
17日	木	〃		
18日	金	〃	<b>討論締切(正午)</b>	議運(予備日)打合せ(13:00)
19日	土	〃		
20日	日	〃		
21日	月	(9:00)	議会運営委員会(予備日)	議運・次第書打合せ(13:00)
22日	火	9:00	本会議(委員長報告・採決・閉会)	
		本会議終了後	議会運営委員会	

令和2年（2020年）第7回可児市議会定例会提出議案説明書

- 議案第69号 令和2年度可児市一般会計補正予算（第6号）について  
 議案第70号 令和2年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
 議案第71号 令和2年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第72号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職の特定任期付職員の期末手当の支給率を年間0.05月分引き下げるもの。

(2) 改正内容

【第9条第2項】期末手当の支給率を引き下げる。

単位：月

	6月	12月	年計
改定前	1.7	1.7	3.4
改定後	<u>1.675</u>	<u>1.675</u>	<u>3.35</u>

(3) 施行日／令和3年4月1日

議案第73号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の期末手当の支給率を年間0.05月分引き下げることに伴い、市議会議員の期末手当の支給率を年間0.05月分引き下げるもの。

(2) 改正内容

【第4条第2項】期末手当の支給率を引き下げる。

単位：月

		6月	12月	年計
改定前		2.25	2.25	4.5
改定後	令和2年度（第1条関係）	2.25	<u>2.20</u>	<u>4.45</u>
	令和3年度以後（第2条関係）	<u>2.225</u>	<u>2.225</u>	4.45

(3) 施行日／第1条の規定は、令和2年12月1日  
 第2条の規定は、令和3年4月1日

議案第74号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の期末手当の支給率を年間0.05月分引き下げることに伴い、常勤の特別職職員の期末手当の支給率を年間0.05月分引き下げるもの。

(2) 改正内容

【第5条第2項】 期末手当の支給率を引き下げる。

単位：月

		6 月	12 月	年 計
改 定 前		2.25	2.25	4.5
改 定 後	令和2年度 (第1条関係)	2.25	<u>2.20</u>	<u>4.45</u>
	令和3年度以後 (第2条関係)	<u>2.225</u>	<u>2.225</u>	4.45

- (3) 施行日／第1条の規定は、令和2年12月1日  
第2条の規定は、令和3年4月1日

議案第75号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の期末手当の支給率を年間0.05月分引き下げるもの。

(2) 改正内容

【第21条第2項】 再任用職員以外の職員の期末手当の支給率を引き下げる。

単位：月

		6 月	12 月	年 計
改 定 前		1.30 (1.10)	1.30 (1.10)	2.60 (2.20)
改 定 後	令和2年度 (第1条関係)	1.30 (1.10)	<u>1.25</u> <u>(1.05)</u>	<u>2.55</u> <u>(2.15)</u>
	令和3年度以後 (第2条関係)	<u>1.275</u> <u>(1.075)</u>	<u>1.275</u> <u>(1.075)</u>	2.55 (2.15)

( ) 内は特定管理職員

- (3) 施行日／第1条の規定は、令和2年12月1日  
第2条の規定は、令和3年4月1日

議案第76号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- (1) 改正趣旨  
地方税法等の改正に伴い、改正するもの。
  - (2) 改正内容  
【第23条第1号～第3号】国民健康保険税の軽減措置における軽減判定所得の算定について、基礎控除額相当分（現行33万円）を43万円に引き上げるとともに、世帯における給与所得者等の数に応じた金額を加算することとする。
  - (3) 施行日／令和3年1月1日
- 

議案第77号 可児市国民健康保険診療所条例を廃止する条例の制定について

- (1) 廃止趣旨  
地域の医療機関の状況等を踏まえ、公設診療所としての役割を果たしたことにより、可児市国民健康保険診療所を廃止するもの。
  - (2) 改正内容  
【附則第2条】可児市国民健康保険診療所診療料及び手数料徴収条例の廃止  
【附則第3条】可児市職員の定年等に関する条例の一部改正  
【第3条】診療所において医療業務に従事する医師についての定年を定める規定を削除する。  
【附則第4条】可児市職員の給与支給に関する条例の一部改正  
【第10条第1項第1号】診療所において医療業務に従事する医師である職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に係る初任給調整手当を定める規定を削除する。  
【附則第5条】可児市国民健康保険条例の一部改正  
【第16条第2項】市が実施する保健事業のうち診療所の事業に係る規定を削除する。
  - (3) 施行日／令和3年4月1日
- 

議案第78号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- (1) 改正趣旨  
地域支援事業として実施している高齢者等介護用品購入助成事業について、当該事業に対する国の補助制度の見直しに伴い、改正するもの。
- (2) 改正内容  
【第1条の2】介護用品購入費の支給を介護保険法に基づく市町村特別給付として行うことを規定する。
- (3) 施行日／令和3年4月1日

議案第79号 可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について

(1) 制定趣旨

太陽光発電事業と市民の生活環境等との調和を図るため、制定するもの。

(2) 制定内容

【第3条～第6条】市、事業者、市民及び土地所有者等の責務について規定する。

【第7条第1項】市長は、抑制区域を指定し、当該抑制区域を事業区域に含めないよう事業者を求めるものとする旨を規定する。

【第8条】市長は、太陽光発電設備の技術基準を定め、事業者は、当該技術基準を遵守しなければならない旨を規定する。

【第9条第1項】電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第1項の規定による認定の申請をしようとする事業者は、当該申請をする日の30日前までに、市長と協議しなければならない旨を規定する。

【第10条第1項】事業者は、設備設置協議の前に、周辺関係者に対し、太陽光発電事業の内容を周知しなければならない旨を規定する。

【第12条第1項】事業者は、着工の日前までに、市長に事業計画を届け出て、協議しなければならない旨を規定する。

【第13条】市長及び事業者は、太陽光発電事業について協定を締結しなければならない旨を規定する。

【第14条第1項】事業者は、事業協定の締結前に着工してはならない旨を規定する。

【第19条】事業者の太陽光発電設備等に係る維持及び管理義務について規定する。

【第20条】事業者が太陽光発電事業を終了しようとするとき及び太陽光発電設備の撤去を完了したときの届出について規定する。

【第22条第1項】市長は、事業者の事務所等に立入、調査及び質問をすることができる旨を規定する。

【第23条】市長は、事業者に対し、指導、助言及び勧告をすることができる旨を規定する。

【第24条第1項】市長は、事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名、住所、当該勧告の内容等を公表し、国に報告をすることができる旨を規定する。

【附則第2条第2項】条例の施行日前に、法第9条第1項の規定による認定の申請をしている太陽光発電事業、法第9条第1項の規定による認定の申請を行わず実施する太陽光発電事業であって既に着工している太陽光発電事業等の事業者について、第18条から第24条までの規定を適用する旨を規定する。

【附則第2条第3項】条例の施行日前に、法第9条第1項の規定による認定の申請をしている太陽光発電事業等であって条例の施行日以後に着工する太陽光発電事業の事業者について、第4条、第8条、第10条及び第12条から第17条までの規定に関し、市長の求めに応じて協力するよう努めなければならない旨を規定する。

(3) 施行日／公布の日

議案第80号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

- (1) 改正趣旨  
ひとり親に対する税制上の見直しが行われたことを踏まえ、改正するもの。
  - (2) 改正内容  
【第4条第3号】寡婦等の理由により市民税が非課税である個人について、規定を整備する。
  - (3) 施行日／令和3年1月1日
- 

議案第81号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

- (1) 改正趣旨  
ひとり親に対する税制上の見直しが行われたことを踏まえ、改正するもの。
  - (2) 改正内容  
【第7条第5項】「寡婦又は寡夫」を「ひとり親家庭の親」に改める。
  - (3) 施行日／令和3年1月1日
- 

議案第82号 指定管理者の指定について

可児市文化創造センターの指定管理者を指定するもの。【地方自治法第244条の2第6項】

(指定団体) 可児市下恵土3433番地139

公益財団法人可児市文化芸術振興財団 理事長 高木 伸二

(指定期間) 令和3年4月1日～令和8年3月31日

---

議案第83号 指定管理者の指定について

可児市児童館（中央児童センター、帷子児童センター、桜ヶ丘児童センター及び兼山児童館）の指定管理者を指定するもの。【地方自治法第244条の2第6項】

(指定団体) 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 関口 昌太郎

(指定期間) 令和3年4月1日～令和8年3月31日

---

議案第84号 指定管理者の指定について

可児市老人福祉センター可児川苑の指定管理者を指定するもの。【地方自治法第244条の2第6項】

(指定団体) 可児市今渡682番地1

公益社団法人可児市シルバー人材センター 理事長 久野 泰臣

(指定期間) 令和3年4月1日～令和8年3月31日

議案第85号 指定管理者の指定について

可児市老人福祉センター福寿苑の指定管理者を指定するもの。【地方自治法第244条の2第6項】

(指定団体) 可児市今渡682番地1

社会福祉法人可児市社会福祉協議会 会長 奥村 啓明

(指定期間) 令和3年4月1日～令和8年3月31日

---

議案第86号 指定管理者の指定について

可児市老人福祉センターやすらぎ館の指定管理者を指定するもの。【地方自治法第244条の2第6項】

(指定団体) 可児市今渡682番地1

公益社団法人可児市シルバー人材センター 理事長 久野 泰臣

(指定期間) 令和3年4月1日～令和8年3月31日

---

議案第87号 指定管理者の指定について

可児市市民公益活動センターの指定管理者を指定するもの。【地方自治法第244条の2第6項】

(指定団体) 可児市広見一丁目5番地

特定非営利活動法人可児市NPO協会 理事長 山口 由美子

(指定期間) 令和3年4月1日～令和8年3月31日

---

○提出議案数／予算3 条例10 その他6 合計19

令和 2 年度 12月補正予算の概要 [第 7 回市議会定例会 (11/27) 提出]

1 総括表

会 計 名	補正前予算額	補正額	補正後予算額	備 考
一 般 会 計	46,980,000 千円	△ 80,000 千円	46,900,000 千円	第 6 号
介護保険特別会計（保険事業勘定）	7,389,000 千円	13,000 千円	7,402,000 千円	第 2 号
下水道事業会計	4,749,000 千円	40,000 千円	4,789,000 千円	第 1 号
総 計	76,749,500 千円	△ 27,000 千円	76,722,500 千円	

∞

2 一般会計の主な内容

【歳入】

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| (1) 市税           | △ 230,000 千円 |
| ① 市民税 法人（法人税割）   | （△230,000千円） |
| (2) 使用料及び手数料     | △ 13,820 千円  |
| ① 地区センター使用料      | （△13,820千円）  |
| (3) 国庫支出金        | 33,757 千円    |
| ① 生活困窮者自立支援費負担金  | （6,600千円）    |
| ② 母子保健事業費負担金     | （1,000千円）    |
| ③ 子ども・子育て支援交付金   | （157千円）      |
| ④ 医療扶助費負担金       | （24,400千円）   |
| ⑤ 公立学校情報機器整備費補助金 | （1,600千円）    |

<b>(4) 県支出金</b>	<b>7,263 千円</b>
① 母子保健事業費負担金	(500千円)
② 子ども・子育て支援事業費補助金	(157千円)
③ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金	(5,190千円)
④ 日帰り修学旅行事業費補助金	(3,500千円)
⑤ ふるさと魅力体験事業委託金	(△1,584千円)
<b>(5) 寄附金</b>	<b>90,000 千円</b>
① 一般寄附金	(90,000千円)
<b>(6) 諸収入</b>	<b>32,300 千円</b>
① 過年度高齢者福祉施設整備費補助金返還金	(36,300千円)
② 養育医療自己負担金	(1,000千円)
③ コミュニティ助成金	(△5,000千円)

## 【歳出】

<b>(1) 議員人件費</b>	<b>△ 537 千円</b>
------------------	-----------------

- ・ 国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当支給月数の改定に伴う補正

<b>(2) 人件費</b>	<b>△ 124,413 千円</b>
----------------	---------------------

- ・ 国家公務員の給与改定に準じ、職員の期末手当支給月数の改定に伴う補正及び定期異動等に伴う補正（給与改定影響額△8,127千円、その他△116,286千円）

<b>(3) 基金積立事業</b>	<b>△ 225,800 千円</b>
-------------------	---------------------

- ・ 財政調整基金への基金積立金（元金）を減額するもの

<b>(4) ふるさと応援寄附金経費</b>	<b>31,500 千円</b>
------------------------	------------------

- ・ 寄附金の増に伴い返礼品費等を増額するもの

<b>(5) 新型コロナウイルス感染症対策総合支援事業</b>	<b>8,700 千円</b>
---------------------------------	-----------------

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のため、庁舎、子育て健康プラザマーノ、各連絡所にサーモグラフィーカメラを設置するもの

<b>(6) 生活困窮者自立支援事業</b>	<b>12,896 千円</b>
------------------------	------------------

- ・ 住居確保給付金を増額するもの

<b>(7) 他会計繰出金</b>	<b>3,148 千円</b>
-------------------	-----------------

- ・ 介護保険事業特別会計の補正に伴い繰出金を増額するもの

<b>(8) 高齢者福祉施設整備等事業</b>	<b>36,300千円</b>
・平成26年度に交付を受けた高齢者福祉施設整備国庫補助金について、施設整備後に事業開始ができなかったため返還するもの	
<b>(9) 子育て支援拠点運営事業</b>	<b>3,472千円</b>
・新型コロナウイルス感染症対策の備品購入費等補助金を地域子育て支援センターへ交付するもの	
<b>(10) 児童センター管理運営事業</b>	<b>1,560千円</b>
・新型コロナウイルス感染症対策として、児童センターに消毒液等感染症対策備品を整備するもの及び換気のため網戸を設置するもの	
<b>(11) 生活保護扶助事業</b>	<b>38,774千円</b>
・医療扶助費を増額するもの	
<b>(12) 養育医療助成事業</b>	<b>3,000千円</b>
・養育医療扶助費を増額するもの	
<b>(13) 観光交流推進事業</b>	<b>△ 5,500千円</b>
・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった可児夏まつり事業への補助金を減額するもの	
<b>(14) 大河ドラマ活用推進事業</b>	<b>37,000千円</b>
・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による入場料収入の減額に対する補てん及び会期延長により大河ドラマ「麒麟がくる」活用実行委員会負担金を増額するもの	
<b>(15) 河川改良事業</b>	<b>6,000千円</b>
・令和2年7月豪雨により被災した今川護岸の改修工事を行うもの	
<b>(16) 学校教育一般経費</b>	<b>1,600千円</b>
・タブレット端末の導入により学校全体の通信量が増大するため、高規格のファイアウォールに更新するもの	
<b>(17) 小学校ICT環境整備事業</b>	<b>66,100千円</b>
・GIGAスクール推進のためプロジェクターを普通教室へ設置及び通信量の増大に対応するためインターネット回線を新たに開設するもの ・児童への貸出用モバイルWi-Fiルータを購入するもの	
<b>(18) 中学校ICT環境整備事業</b>	<b>31,200千円</b>
・GIGAスクール推進のためプロジェクターを普通教室へ設置及び通信量の増大に対応するためインターネット回線を新たに開設するもの ・生徒への貸出用モバイルWi-Fiルータを購入するもの	
<b>(19) 文化芸術振興事業</b>	<b>△ 5,000千円</b>
・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった市民ミュージカル事業へのコミュニティ助成金を減額するもの	

## 【繰越明許費】

- ・ 小学校 I C T 環境整備事業 57,000 千円
- ・ 中学校 I C T 環境整備事業 24,300 千円

## 【債務負担行為】

- ・ 市民公益活動センター指定管理（令和3～7年度） 45,650 千円
- ・ 老人福祉センター可児川苑指定管理（令和3～7年度） 148,000 千円
- ・ 老人福祉センター福寿苑指定管理（令和3～7年度） 115,000 千円
- ・ 老人福祉センターやすらぎ館指定管理（令和3～7年度） 57,500 千円
- ・ 児童館指定管理（令和3～7年度） 274,500 千円
- ・ 文化創造センター指定管理（令和3～7年度） 2,190,000 千円

### ☆参考 財政調整基金の状況

区 分	金 額	備 考
令和元年度末 現在高	6,033,974 千円	
令和2年度 取崩額	0 千円	当初予算 690,800千円、4月補正 461,500千円、5月補正 340,000千円、6月補正 400,310千円、9月補正 △1,892,610千円
令和2年度 積立額	196,451 千円	当初予算 利子 19,000千円、9月補正 元金 403,251千円 12月補正 元金 △225,800千円
令和2年度末 現在高見込み	6,230,425 千円	前年度末との差額 196,451 千円

## 3 介護保険特別会計（保険事業勘定）の主な内容

### 【歳入】

- (1) 分担金及び負担金 809 千円
  - ① 認定審査会共同設置負担金
- (2) 国庫支出金 14,548 千円
  - ① 包括的支援事業・任意事業交付金 (1,155千円)
  - ② 介護保険システム改修補助金 (220千円)
  - ③ 介護保険保険者努力支援交付金 (13,173千円)

(3) 県支出金 577 千円

① 包括的支援事業・任意事業交付金

(4) 繰入金 △ 2,934 千円

① 一般会計繰入金 (3,148千円)

② 介護給付費準備基金繰入金 (△6,082千円)

**【歳出】**

(1) 認定審査会経費 3,600 千円

① 令和3年度介護保険制度の改正に伴い介護認定審査会システムを改修するもの

(2) 任意事業 3,000 千円

① 安否確認・配食サービスの利用増に伴い助成金を増額するもの

(3) 介護給付費準備基金積立金 6,400 千円

☆参考 介護給付費準備基金の状況

区 分	金 額	備 考
令和元年度末 現在高	626,254 千円	
令和2年度 取崩額	0 千円	当初予算 104,884千円、9月補正 △98,802千円、12月補正 △6,082千円
令和2年度 積立額	8,419 千円	当初予算 利子 2,019千円、12月補正 元金 6,400千円
令和2年度末 現在高見込み	634,673 千円	前年度末との差額 8,419 千円

12

**4 下水道事業会計の主な内容**

収益的収支

**【支出】**

(1) 流域下水道維持管理費 40,000 千円

① 木曾川右岸流域下水道事業維持管理負担金の増額